

# 令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第8回定例総会会議録

令和2年8月11日（火）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 12名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
3番	三上 三樹	11番	對馬 孝
4番	佐藤 松子	12番	木村 重美
5番	木村 暢子	13番	工藤 清
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 1名

2番 神 文人

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第8回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を5番の木村委員、8番の工藤委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和2年7月13日  令和2年度第1回西北地域農地中間管理事業推進連絡会議  場 所：青森県五所川原合同庁舎1階B・C会議室  出席者：事務局（齊藤）</p> <p>報告第2号  令和2年7月28日  農地法第3条許可申請に係る事前調査会  場 所：湯舟町字七尾地内 外  出席者：木村暢子委員、木村賢一委員、川田春實委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程  議案の上程を致します。</p> <p>議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第27号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第28号 鱒ヶ沢農業振興整備計画の変更に係る意見について</p> <p>議案第29号 令和2年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査の実施（案）について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
議長  事務局	<p>6. 議案の審議  議案の審議に入ります。議案第26号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定により、許可申請書の提出があった件について農業委員会の許可を求めるものであります。議案第26号の詳細について申し上げます。</p>

事務局

す。

番号 3 3

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字七尾 1 6 9 番地 7

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 3, 9 1 3 m<sup>2</sup>

外 畑 1 筆 合計 2 筆

合計面積 6, 9 3 2 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人については記載のとおりです。

売買での所有権移転です。

番号 3 4

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字成沢 7 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 8 8 8 m<sup>2</sup>

外 田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 8, 5 3 0 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人については記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

資料 4 頁をご覧ください。

第 2 項の第 1 号から第 7 号までありますが、2 項の第 7 号をご覧ください。

番号 3 3 番、3 4 番の所有権移転につきましては 7 月 2 8 日、農業委員の木村委員、木村委員、川田推進委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案第 2 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。

議案第 2 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 2 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第26号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第27号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第27号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m <sup>2</sup>
	畑	0 m <sup>2</sup>
	樹園地	0 m <sup>2</sup>
	計	0 m <sup>2</sup>

2. 利用権設定

再設定	0件	0 m <sup>2</sup>
新規	2件	10,764 m <sup>2</sup>
計	2件	10,764 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	2筆	10,764 m <sup>2</sup>
計	2筆	10,764 m <sup>2</sup>

貸手・借手内訳

貸手農家	2名
借手農家	2名

地目別面積

田	10,764 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	10,764 m <sup>2</sup>

3. 総地目別面積

田	10,764 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	10,764 m <sup>2</sup>

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	8名
受け手農家	1名

## 地目別面積

田	0.00㎡
畑	26,394.78㎡
樹園地	0.00㎡
計	26,394.78㎡

つづきまして詳細についてご説明致します。

## 番号126

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷小然23番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,267㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料10a当たり0.5俵（玄米）で、法定相続人と契約しております。

## 番号127

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋251番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,663㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 7,497㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料10a当たり1俵（玄米）で契約しております。

## 番号128

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢63番地5

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 592㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

農地中間管理事業

賃借料10a当たり3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号129

農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢62番地4

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 428㎡

外畑2筆 合計3筆

合計面積 3,907㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 20年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号130

農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢62番地7

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 347㎡

外畑1筆 合計2筆

合計面積 828㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 20年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号131

農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢63番地3

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,088㎡

外畑1筆 合計2筆

合計面積 3,040㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号132

農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢48番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 893㎡

外畑2筆 合計3筆

合計面積 1,371㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 20年

農地中間管理事業

賃借料 10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号133

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢50番地3

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 877m<sup>2</sup>

外 畑5筆 合計6筆

合計面積 5,828.78m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号134

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢53番地

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 526m<sup>2</sup>

外 畑4筆 合計5筆

合計面積 7,511m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

番号135

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢54番地

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 3,317m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 10年

農地中間管理事業

賃借料10a当り3,000円で、受け手については記載のとおりです。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。



議長 　ただ今議案第 27 号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

　なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場 　〔「異議なし」という声あり〕

議長 　異議なしとのことですので、採決致します。議案第 27 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 　(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので議案第 27 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

　続きまして議案第 28 号鱒ヶ沢農業振興整備計画の変更に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

　議案第 28 号について説明いたします。資料 11 ページをお開きください。

　農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により鱒ヶ沢町長から依頼があったので意見を求めるものです。

　次のページに関係法令を記載しております。

　町が定める農業振興地域を変更するには、鱒ヶ沢町農業委員会の意見を町長へ出すことになっております。その後、変更の申請を県の方に申請して許可をもらうという流れになります。

　それでは、変更申請の概要について申し上げます。

　番号 1 番は農用地区域からの除外という形で申請がありました。変更する区域の所在は長平町字甲音羽山 6 3 番地 1 3 4、面積 2, 6 7 1 m<sup>2</sup>、登記地目が山林、現況が畑です。

　変更理由は、農家住宅 1 棟及び農業用倉庫の建設のためとのことです。

　現在使用している作業場に重機等が増え手狭になってきたため、十分な敷地面積がとれるこの場所に移転したいということでありました。申請者につきましては経営面積が 9 h a を超えており、申請地が除かれたとしても農業経営には影響がないと判断しました。また、申請地は県道に面しており、周辺も申請者の土地であることから周囲の農業経営に影響を及ぼすものではないため、変更により異議がない旨回答したいと考えております。

　番号 1 番につきましては、農用地区域からの除外後、農地転用の手続きが必要となります。

　番号 2 番につきましても、農用地区域からの除外であります。変更する区域の所在は北浮田町字平野 1 8 7 番地、面積 1, 8 9 8 m<sup>2</sup>、登記地目が山林、現況が原野です。

　変更理由は小型風力発電施設の建設のためであります。

事務局

登記簿地目、現況共に農地でないこと、また所有者が法人であり、今後農地としての活用は見込まれないことから、除外について異議がない旨回答したいと考えております。

議長

ただ今議案第28号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第28号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第28号鱒ヶ沢農業振興整備計画の変更に係る意見について、原案どおり承認することに決定致しました。

続きまして議案第29号令和2年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査の実施(案)について事務局に説明を求めます。

事務局

資料14ページをご覧ください。議案第29号令和2年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査実施要領(案)について説明致します。

第1条の中で農地法第30条の中で農業委員会は年1回、利用状況調査をしなければならないという法律に基づいている趣旨が記載されております。

なお、第2条では実施期間は8月から9月までの時期とすると書いております。

平成28年度から鱒ヶ沢町においては、農地利用最適化推進委員が設けられておりますので、現場活動を農地利用最適化推進委員にしてもらおうということで事務局と計12日間にわたって、利用状況調査を実施しております。

今年度の日程が17ページにあります。令和2年度農地利用状況調査日程表(案)という形で調査地区および担当する農地利用最適化推進委員の氏名を記載してあります。

8月31日曜日から赤石地域を始めとし9月24日まで農地利用状況調査を行い、9月25日・28日を非農地認定としております。非農地認定の際、現場を確認していただく農業委員には別途通知いたします。農業委員の方で地元地域の調査に同行したい希望があれば、事前に事務局にご連絡くだされば一緒に調査を行いたいと考えております。以上です。

議長

ただ今議案第29号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第29号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第29号令和2年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査実施要領(案)について、原案どおり承認することに決定致しました。
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>(午前10時26分)</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の総会は9月11日(金)午前10時に開催予定。</li> </ul> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 暢 子</p> <p style="text-align: right;">" 工 藤 文 信</p>